

(令和4年度第2次補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 豊前市 (都道府県: 福岡県)

本事業の担当部局名 総合政策課企画広報係

事業メニュー	結婚新生活支援事業							
区分	結婚新生活支援							
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型コース)							
個別事業名	豊前市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続					
実施期間	交付決定日 ~	令和6年3月31日	事業開始年度	平成24 年度				
対象経費支出予定額 ※(注)1	1,200,000 円							
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	(地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け)							
	<p><地域における実情と課題> 豊前市においては、長期的・継続的な人口減少に歯止めをかけ、将来に向けた計画的なまちづくりを展望するため「豊前市まち・ひと・しごと創生・総合戦略」を平成27年度に策定し、取り組みを進めているところである。 本市では、20歳代から30歳代前半の出生率が高く、合計特殊出生率は、1.58(H20-H24)と全国、福岡県の平均を上回って推移しているものの、人口を将来にわたって維持するために必要な2.07には届いていない。 また、国の調査によると、結婚を希望する人に対して、行政に実施してほしい取組として、「結婚や住宅に対する資金供与や補助支援」と回答された方が4割もいることから、豊前市においても、経済的理由により結婚に不安を抱えている方が一定数いることが推測され、結婚を希望する方にとって、その実現に向けた後押しを図っていくことが不可欠である。</p>							
	<p><本個別事業の位置付け> 豊前市まち・ひと・しごと創生総合戦略において3つの基本方針『若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現』、『東京一極集中』の歯止め、『地域の特性に即した地域課題の解決』を基本視点とした上で、 ①地方における安定した雇用を創出する ②地方への新しい人の流れをつくる ③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる ④時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携すると4つの基本目標を掲げている。 本事業は、上記目標の③に位置づけられる。</p>							
	(本個別事業における現状と課題)							
(課題への対応)								
個別事業の内容 ※(注)3	1. 概要							
	【補助対象要件】							
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合				
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合				
	【補助上限額】							
	29歳以下の場合	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	各費用に係る合計が12万円			
	39歳以下の場合	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	各費用に係る合計が12万円			
	【対象費目】							
	<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input type="checkbox"/>	引越費用
	【その他独自要件】							
2. 申請見込								
①新規世帯見込		10	世帯					
上記のうち		ともに29歳以下	4	世帯				
		左記以外	6	世帯				
【積算根拠】								
4件(共に29歳以下)×12万円×2/3(補助率)=320千円								
6件(上記以外)×12万円×2/3(補助率)=480千円								
※令和5年度は、世帯所得要件の緩和、婚姻期間の見直し等、交付要件の見直しにより、令和4年度申請件数より新規申込世帯+8件を見込む。								
【令和4年度申請状況】								
(令和 4 年 4 月 ~ 令和 4 年 12 月)								
申請 実績 世帯数 2 世帯								

②継続補助見込 見込世帯数 対象経費支出予定額	継続補助実施の有無	無	世帯 円	
3. 広報の実施予定 HP、広報紙、SNSや若い世代の方がよく見るフリーペーパーを通じて広報するし、チラシを作成し市役所各種手続窓口にて100部、市内の不動産業者4社に100部を設置し周知する。				
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
	合計特殊出生率		1.60 (R22年)	1.65 (H25~H29年)
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率		1.65 (H25~H29)	
	婚姻件数	件	53 (令和4年中)	
	婚姻率		2.1 (令和4年12月末)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	70	17
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	60	50
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	100	50
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	・福岡県が運営するメールマガジン(登録者:約10,000人)や県HPで広報を行う。 ・福岡県が設置する結婚新生活支援事業拡大方策協議会において、本事業の効果や課題・検証等を行い、次年度以降の事業に反映させていく。また、都道府県主導型市町村連携コースの実施要件として、県が本交付金を活用して取り組む2事業については、実施計画に基づいた連携・協力を行う。			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	・不動産業者や引越業者に対し、チラシ配架等に協力いただくことで、幅広く対象世帯に情報を提供する。 ・商工会や商工会議所等と連携し、会員企業の従業員に対して情報提供を行う。			

(注)
 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、②③は記載不要。
 ①これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情・課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け
 ②本個別事業が継続事業である場合はこれまでの事業実施状況及びその中で見つかった課題(新規事業である場合は不要)
 ③本個別事業が新規事業である場合は地域における実情と課題への対応、継続事業である場合は本個別事業における現状と課題への対応
 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的な内容を記載すること。
 ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和5年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
 ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
 ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。